

まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)の年次漁獲割当量の迅速な移転等に関する実施要領

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第22条の規定に基づき行う、資源管理基本方針(令和2年農林水産省告示第1982号。以下「基本方針」という。)別紙2-15の第5の1まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)に係る年次漁獲割当量の移転の認可等については、法、漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号。以下「規則」という。)、基本方針及び大臣管理区分における水産資源の保存及び管理に関する事務等の取扱い(令和2年10月30日付け2水管第1491号水産庁長官通知。以下「長官通知」という。)に定めるもののほか、本実施要領に定めるところによるものとする。

第1 趣旨

- 1 漁獲割当てによる管理を行う管理区分においては、船舶等ごとに年次漁獲割当量を配分することにより、未利用が生じることが想定されることから、当該管理区分に配分された漁獲可能量の有効活用のため、法、規則、基本方針及び長官通知に規定された方法に従って、年次漁獲割当量の移転をすることができることとされている。
- 2 しかしながら、まさば及びごまさば太平洋系群大中型まき網漁業(漁獲割当てによる管理を行う管理区分)については、漁獲状況が漁場形成や想定外の来遊等により大きく変動し、日々の漁獲量の予見が困難であること、また、一度の操業での漁獲量が比較的大きいため、特に漁獲可能期間終盤など年次漁獲割当量の未利用分が少なくなった際に、1度の操業で年次漁獲割当量を超えないような操業を行うためには、複数の船舶間において迅速に年次漁獲割当量の移転が必要となるといったケースが想定される。このため、当該管理区分に配分された漁獲可能量の有効活用のためには、複数の船舶間における年次漁獲割当量の移転に係る認可手続を特に迅速に行う必要がある。
- 3 このことから、複数の船舶間で年次漁獲割当量の迅速な移転を行う可能性がある者が実際に移転を行おうとする時点で先立って共同で行う移転の認可申請(以下「事前認可申請」という。)を受け、農林水産大臣が、一定の条件が満たされた場合に効力を発する認可(以下「条件付き認可」という。)をした上で、構成員(同一の条件付き認可を受けている者をいう。以下同じ。)が実際に年次漁獲割当量の移転を行おうとする時に、あらかじめ、当該条件付き認可に付された条件を満たす移転の内容等を届け出ることによる年次漁獲割当量の移転の手続を定めるものとする。

第2 事前認可申請の手続及び審査基準

- 1 法第22条第1項の規定により年次漁獲割当量の移転を受ける可能性がある者のうち、条件付き認可を受けようとする者は、移転をする可能性がある者全員と共同して、農林水産大臣に対して、別記様式第1号により、事前認可申請をするものとする。この場合、別記様式第1号の代表者欄に記載された者を法第5条の代表者(以下「代表者」という。)とする。

2 1の事前認可申請について、法第22条第2項各号に該当せず、かつ、次の(1)及び(2)に該当する場合は、年次漁獲割当量の移転に係る条件付き認可をするものとする。

- (1) 移転する可能性がある又は移転を受ける可能性がある船舶の数が7以下であること。
- (2) 共同して申請する者のいずれも他の条件付き認可を受けている者でないこと。

第3 認可の条件

1 第2の条件付き認可に際しては、次の(1)から(4)までに掲げる条件を付すものとし、これらの条件が満たされた場合に、当該認可は(4)の届出に記載された構成員の間で効力を発するものとする。

- (1) 当該条件付き認可による移転は、構成員の間で行われること。
- (2) 当該条件付き認可により移転することができる年次漁獲割当量((4)の届出により移転しようとするものを含むそれまでの累計)は、事前認可申請の際に現にそれぞれの船舶が有している年次漁獲割当量の50%に相当する量以下とする。
- (3) 当該条件付き認可により年次漁獲割当量の移転を受けようとする船舶は、当該移転を受けようとする時点において、事前認可申請の際に現にそれぞれの船舶が有している年次漁獲割当量の70%に相当する量以上に漁獲していなければならない。
- (4) 当該条件付き認可に基づく年次漁獲割当量の移転を受けようとする場合、当該移転を受けようとする者は、当該移転をしようとする者と共同して、あらかじめ、次に掲げる事項について、農林水産大臣に届け出なければならない。

- ① 届出をする年月日
- ② 移転する船舶の船名、許可番号及び総トン数
- ③ 移転する船舶の事前認可申請時及び届出時の年次漁獲割当量、届出時までの漁獲量、届出時の未利用量、移転する量並びに移転後の年次漁獲割当量
- ④ 移転を受ける船舶の船名、許可番号及び総トン数
- ⑤ 移転を受ける船舶の事前認可申請時及び届出時の年次漁獲割当量、届出時までの漁獲量、移転を受ける量並びに移転後の年次漁獲割当量

2 上記(4)の届出は、別記様式第2号により行うものとする。

第4 条件付き認可の変更申請

1 各構成員は、次の(1)又は(2)の事由があるときは、別記様式第3号により条件付き認可の変更を申請しなければならない。

- (1) 認可された内容の一部に変更がある場合
- (2) 構成員から離脱しようとする場合

2 1による申請は、認可された内容の一部に変更がある者又は構成員から離脱しようとする者が単独で行うことができる。代表者が構成員から離脱した場合には、当該条件付き認可に係る事前認可申請の申請者欄に代表者の次に記載された者が代表者となる。

3 新たに構成員になろうとする者がいる場合、構成員全員は当該新たに構成員になろうとする者と共同して、別記様式第4号により条件付き認可の変更を申請するこ

とができる。

- 4 上記1から3により条件付き認可の変更を行った場合、農林水産大臣は、構成員全員に対し、当該変更を行った旨を通知するものとする。

第5 条件付き認可の取消し

- 1 代表者は、他の構成員全員と共同して、農林水産大臣に対して、別記様式第5号により、当該条件付き認可の取消しを申請することができる。
- 2 農林水産大臣は、申請書の記載事項に不備がない場合及び当該申請書に必要な添付書類が添付されている場合は、当該条件付き認可を取り消すものとする。
- 3 当該条件付き認可の取消しは、取消しを通知した日から将来に向かってのみその効力を生ずる。

附 則

この実施要領は、令和3年●月●日から施行する。